

## 資料編

○策定の経緯

○都市計画マスタープラン見直しに関する市民アンケート調査の内容

○意見交換会の開催状況

○用語集

## 策定の経緯

| 年月日                           | 会議等                            | 内容   |
|-------------------------------|--------------------------------|--|
| 平成 28 年<br>11 月 9 日           | 第 44 回三木市都市計画審議会               | ○都市計画マスタープラン見直し方針<br>について<br>○都市計画マスタープラン見直しに<br>関するアンケート調査の実施について |
| 12 月                          | 都市計画マスタープランの見直<br>しに関するアンケート調査 | ○平成 28 年 12 月 2 日～12 月 29 日<br>実施                                  |
| 平成 29 年<br>2 月 15 日           | 第 45 回三木市都市計画審議会               | ○現行都市計画マスタープランにおけ<br>るまちづくりの状況について<br>○アンケート調査結果の概要について            |
| 3～7 月                         | 第 1 回地区意見交換会                   | ○地区の魅力、問題点・課題等について<br>(緑が丘・青山地区を除く 8 地域)                           |
| 7 月 12 日                      | 第 46 回三木市都市計画審議会               | ○見直しの骨子案について<br>○現行都市計画マスタープランの取組状<br>況について                        |
| 9～11 月                        | 第 2 回地区意見交換会                   | ○1 回目の意見交換会を踏まえた、地域<br>の課題、目標などについて                                |
| 11 月 30 日                     | 第 47 回三木市都市計画審議会               | ○まちづくり方針の見直し案について<br>○地区別まちづくりの方針の見直し案<br>について                     |
| 平成 30 年<br>2 月 28 日           | 第 48 回三木市都市計画審議会               | ○北播磨県民局連絡調整会議にかける<br>都市計画マスタープラン素案の説明                              |
| 5 月 18 日                      | 北播磨県民局調整会議                     | ○都市計画マスタープラン素案の説明  |
| 6 月 29 日                      | 第 49 回三木市都市計画審議会               | ○都市計画マスタープラン パブリック<br>コメントにかける原案の説明                                |
| 7 月 23 日～<br>8 月 23 日<br>(予定) | パブリックコメント・説明会の実<br>施           | ○都市計画マスタープラン(案)につい<br>ての意見募集<br>8 月 4 日・5 日 説明会開催(予定)              |
| 11 月<br>(予定)                  | 第 50 回三木市都市計画審議会               | ○都市計画マスタープラン原案につい<br>ての説明(予定)                                      |
| 平成 31 年<br>2 月<br>(予定)        | 第 51 回三木市都市計画審議会               | ○都市計画マスタープラン原案の諮<br>問・答申(予定)                                       |
| 平成 31 年<br>3 月<br>(予定)        | 都市計画マスタープランの策定                 |  |

## 都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート調査の内容

### (1) 調査目的

本調査は、「三木市都市計画マスタープラン」の見直しに向けて、まちづくりに対する市民の意向を把握し、計画に反映させるために実施したものです。

### (2) 調査項目の概要

|                      |  |
|----------------------|--|
| ①回答者の属性 (SA)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>性別 (問1)、年齢 (問2)、年代別の同居する世帯人数 (問3)、職業 (問4)</li> <li>居住地区 (問5)、居住年数 (問6)、自動車の所有台数 (問7)</li> <li>日用品の買い物場所 (問8)、日用品の買い物の交通手段 (問9)</li> <li>日用品以外の買い物場所 (問10)、日用品以外の買い物の交通手段 (問11)</li> </ul>                           |
| ②まちの魅力と定住意向について      | <ul style="list-style-type: none"> <li>三木市の魅力や誇れるもの (問12 MA)</li> <li>定住意向 (問13 SA)</li> </ul>   |
| ③地域のまちづくりについて        | <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の満足度、今後の重要度 (問14 SA)</li> </ul>   |
| ④市や地域の将来像などについて      | <ul style="list-style-type: none"> <li>三木市のめざす方向 (問15 MA)</li> </ul>   |
| ⑤まちづくりの取り組みについて (MA) | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然や歴史文化、景観の取り組み (問16)</li> <li>環境保全の取り組み (問17)</li> <li>公共交通の取り組み (問18)</li> <li>道路の取り組み (問19)</li> <li>公園の取り組み (問20)</li> <li>美嚢川沿いの旧市街地の取り組み (問21)</li> <li>戸建住宅地の取り組み (問22)</li> <li>防災・防犯の取り組み (問23)</li> </ul> |
| ⑥地域の活動について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の地域活動の参加状況、今後の地域活動の参加意向 (問24 MA)</li> </ul>   |
| ⑦自由意見                |  |

SA：単数回答、MA：複数回答

### (3) 調査方法

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 調査対象 | 三木市に在住している18歳以上の市民         |
| 対象者  | 3,000人                     |
| 調査期間 | 平成28年12月2日発送～平成28年12月29日締切 |

注) 締切り後も返送があったため、平成29年1月13日を有効期限

### (4) 配布回収結果

| 配布数                       | 回収数   | 回収率   |
|---------------------------|-------|-------|
| 2,993<br>(配布数から宛先不明7通を除く) | 1,287 | 43.0% |

## 意見交換会の開催状況

### 第1回意見交換会

| 地域   | 開催日時                                 | 会場        | 参加団体              |
|------|--------------------------------------|-----------|-------------------|
| 三木   | 平成 29 (2017) 年<br>4月4日(火)<br>19:30~  | 中央公民館     | ふれっぴーみぎ           |
|      | 平成 29 (2017) 年<br>7月21日(金)<br>20:00~ | 中央公民館     | 区長協議会             |
| 三木南  | 平成 29 (2017) 年<br>4月7日(金)<br>19:30~  | 三木南交流センター | まちづくり協議会<br>(区長会) |
| 別所   | 平成 29 (2017) 年<br>4月14日(金)<br>19:30~ | 別所町公民館    | まちづくり協議会<br>(区長会) |
| 志染   | 平成 29 (2017) 年<br>3月27日(月)<br>13:30~ | 志染町公民館    | 志染ふれあい委員会         |
| 細川   | 平成 29 (2017) 年<br>5月30日(月)<br>19:30~ | 細川町公民館    | 豊かなまちづくり推進<br>協議会 |
| 口吉川  | 平成 29 (2017) 年<br>3月24日(金)<br>19:30~ | 口吉川町公民館   | ふれあいまちづくり<br>協議会  |
| 緑が丘  | 緑が丘まちづくりビジョン委員会での意見を引用               |           |                   |
| 自由が丘 | 平成 29 (2017) 年<br>4月12日(火)<br>19:30~ | 自由が丘公民館   | 市民協議会<br>(区長会等)   |
| 青山   | 青山まちづくりビジョン委員会での意見を引用                |           |                   |
| 吉川   | 平成 29 (2017) 年<br>3月13日(火)<br>18:00~ | 吉川町公民館    | みんなで地域づくり部<br>会   |

## 第2回意見交換会

| 地域   | 開催日時                                  | 会場            | 参加団体              |
|------|---------------------------------------|---------------|-------------------|
| 三木   | 平成 29 (2017) 年<br>9月8日(金)<br>20:00~   | 中央公民館         | 区長協議会             |
|      | 平成 29 (2017) 年<br>10月3日(金)<br>19:00~  | 中央公民館         | ふれっぴーみき           |
| 三木南  | 平成 29 (2017) 年<br>10月6日(金)<br>19:30~  | 三木南交流センタ<br>ー | まちづくり協議会<br>(区長会) |
| 別所   | 平成 29 (2017) 年<br>10月13日(金)<br>19:30~ | 別所町公民館        | まちづくり協議会<br>(区長会) |
| 志染   | 平成 29 (2017) 年<br>10月17日(火)<br>19:30~ | 志染町公民館        | 志染ふれあい委員会         |
| 細川   | 平成 29 (2017) 年<br>9月25日(月)<br>19:30~  | 細川町公民館        | 豊かなまちづくり推進<br>協議会 |
| 口吉川  | 平成 29 (2017) 年<br>9月27日(水)<br>19:30~  | 口吉川町公民館       | ふれあいまちづくり協<br>議会  |
| 緑が丘  | 平成 29 (2017) 年<br>11月16日(木)<br>14:30~ | 緑が丘町公民館       | まちづくり協議会          |
| 自由が丘 | 平成 29 (2017) 年<br>10月11日(水)<br>19:30~ | 自由が丘公民館       | 市民協議会<br>(区長会等)   |
| 青山   | 平成 29 (2017) 年<br>11月20日(月)<br>19:30~ | 青山公民館         | 住民代表              |
| 吉川   | 平成 29 (2017) 年<br>9月26日(火)<br>17:30~  | 吉川町公民館        | みんなで地域づくり部<br>会   |

## 用語集

|    |                         |   |
|----|-------------------------|---|
| あ行 | アドプト制度                  | アドプトとは英語で養子援組をするという意味で、道路や公園などの公共空間を「養子」とみたと、市民が「里親」となって、自分の子供の用に世話をする制度。                                 |
|    | エリアマネジメント               | 地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上のため、住民・事業者・地権者などが主体的に取り組む活動のこと。  |
|    | 温室効果ガス                  | 人為的に排出され、地球温暖化の原因となると考えられている化学物質のことで、二酸化炭素やメタン、フロン、亜酸化窒素などがある。  |
| か行 | 幹線バス                    | 近隣市町を広域的に連絡するバス交通の幹線的なもの。   |
|    | キスアンドライド                | 自宅から鉄道駅・バスターミナルまで自動車を送迎してもらい、そこから電車・バスなど公共交通機関を利用（ライド）する移動方式。   |
|    | 既存ストック                  | これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等のこと。  |
|    | 北播磨道路景観マスタープラン          | 兵庫県における道路景観整備のガイドラインに基づき、北播磨地域に定めた「道路景観マスタープラン」のこと。   |
|    | 狭あい道路                   | 4m未満の道路のこと。   |
|    | 近居                      | 「親世帯」と「子世帯」が近くに暮らす状態。   |
|    | 区域区分                    | 無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化を進める市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分する制度のこと。線引きとも呼ばれる。                         |
|    | 国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画 | 平成 25（2013）年 3 月 27 日に国の史跡に指定された「三木城跡 及び付城跡・土塁」について、史跡の適切な保存、活用を図って行くための整備の基本的な方針などを定めた計画のこと。             |
|    | 耕作放棄地                   | 以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。  |
|    | 交通空白地                   | 鉄道駅やバス停から一定以上の距離が離れている地域のことを指す。   |
|    | 神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画      | 神戸市・三木市・小野市の沿線 3 市において、地域の基幹交通である神戸電鉄粟生線を維持するとともに、鉄道、バス等の公共交通ネットワークを構築し、公共交通を中心としたまちづくりを推進するために策定する計画のこと。 |

|    |              |  |
|----|--------------|--|
|    | 交流人口         | 通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。  |
| さ行 | 災害危険区域       | 建築基準法に基づき、地方公共団体が急傾斜崩壊・地すべりなど危険の著しい区域として条例により指定した区域のこと。  |
|    | 3R           | リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の総称。  |
|    | 市街化区域        | 都市計画によって定められる区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。                                  |
|    | 市街化調整区域      | 都市計画によって定められる区域で、豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な開発を防ぐため、市街化を抑制すべき区域のこと。                                     |
|    | 市街化調整区域の地区計画 | 市街化調整区域の集落の活力低下、産業の衰退などの課題に対して、市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて弾力的な土地利用を図るための制度のこと。         |
|    | 市街地再開発事業     | 都市再開発法に基づき、都市の中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行う事業のこと。            |
|    | 自動運転システム     | ドライバーが全ての運転操作を行う状態から、一部の運転操作を行う状態、ドライバーの関与なしに走行する状態まで、自動車の運転へのドライバーの関与度合の観点から、様々な概念が存在しています。         |
|    | シビックゾーン      | 市役所や図書館、文化会館などの公共公益施設が集積する市民生活の中心となる区域のこと。   |
|    | ストックマネジメント   | 既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な管理手法のこと。   |
|    | スマートインターチェンジ | 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。 |
| さ行 | 重点整備ため池      | 災害が発生する危険度や緊急性に応じて位置づけられ、計画的・重点的に整備を進めることが必要なため池のこと。   |
|    | 循環型社会        | 廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。                        |
| た行 | 地域コミュニティ     | 地域における人と人とのつながりのこと。  |

|              |   |
|--------------|---|
| 地域包括ケアシステム   | 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。  |
| 地区計画         | 都市計画に定められる制度で、良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標にあわせ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを、厳しくしたり緩和したり（三木市の地区計画では緩和している地区は無い）しながら、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度のこと。 |
| 長期未着手の都市計画道路 | 都市計画決定されてから長期間経過し、事業化の目処が立っていない都市計画道路のこと。   |
| 低炭素社会        | 地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。   |
| デマンド型交通      | 予約型の運行形態の輸送サービスのこと。福祉輸送や特定施設のサービスなどは含まない。   |
| 特定用途制限地域     | 非線引き都市計画区域内の用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のこと。   |
| 特別支援学校       | 障がいの程度が比較的重い子どもを対象とした専門性の高い教育を行う学校。   |
| 特別指定区域制度     | 都市計画法施行条例に基づき、市町などが作成する土地利用計画と連携し、県が特別指定区域を指定することにより、市街化調整区域における開発許可の弾力的運用を可能とする制度のこと。  |
| 都市機能         | 都市自体が持つ機能で、商業・業務・居住・文化・教育・福祉・行政・交通・観光など、市民生活や企業の経済活動に対して影響を及ぼす機能のこと。  |
| 都市計画区域       | 一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として県が指定する区域のこと。  |
| 土砂災害警戒区域     | 土砂災害のおそれがあり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域のことで、イエローゾーンとも呼ばれる。   |
| 土砂災害特別警戒区域   | 建築物に破壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる区域のことで、レッドゾーンとも呼ばれる。   |



|            |  |   |
|------------|--|---|
|            | 土地区画整理事業   | 土地所有者などから土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共施設として活用し、整然とした市街地を整備する事業のこと。  |
| は行         | パークアンドライド  | 近くの駅又はバス停まで自家用車を利用し、そこから鉄軌道又はバスに乗り換えて目的地まで行くシステムのこと。  |
|            | ハザードマップ  | 防災意識の向上を図り、災害時によりの確に行動できることを目指して、洪水、土砂災害による危険度や震度などの情報を示した地図のこと。  |
|            | 非線引き都市計画区域   | 市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域のこと。   |
|            | ビオトープ  | Bio（生物）と Tope（場所）の合成語。水辺や草地などで構成される野生生物の生息空間のこと。  |
|            | 兵庫県地域防災計画  | 災害対策基本法に基づき、兵庫県防災会議が作成する災害対策全般にわたる基本的な計画のこと。  |
|            | フラワーマイスターみき  | 種まきから花を育て、育てた花の苗を公共施設などに提供し、三木市を花と緑豊かなまちにするために活動する園芸団体のこと。  |
|            | ブランドカ  | 消費者が商品価値を感じ、その商品を購入させ続ける力のこと。   |
|            | 防災街区課題地域   | 優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある区域のこと。  |
|            | 防災街区整備方針   | 市街化区域内の老朽化した木造の建築物が密集し、十分な公共施設が整備されていない地域や、火事や地震が発生した場合に延焼防止及び非難上の機能が確保されていない地域の各街区について、防災街区としての整備を図るために定める方針のこと。     |
| 防災情報提供システム | 住民が災害状況を把握するのに役立つ情報や平常時から災害に関する情報の理解に役立つ情報等を提供するシステムのこと。 |   |
| ま行         | まちづくりビジョン委員会   | <p>緑が丘町まちづくりビジョン委員会</p> <p>緑が丘町の住民ニーズを踏まえ、高齢者が安心して生活できる環境整備と若い世代の定住を含めた地域活性化について、住環境のハード面を中心とした具体的な検討を行うための組織のこと。</p> |
|            |  | <p>青山まちづくりビジョン委員会</p> <p>青山の住民ニーズを踏まえ、生活環境を中心とした今後の青山のまちづくりについて、具体的な検討を行うための組織のこと。</p>                                |

|    |                      |   |
|----|----------------------|---|
|    | 三木市一般廃棄物処理計画         | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために策定する計画のこと。   |
|    | 三木市公共交通網計画           | 市民の移動手段の確保及び市民生活の利便性の向上を図るとともに、地域の活性化に役立つ新たな公共交通網の構築を図るために策定する計画のこと。  |
|    | 三木市公共施設等総合管理計画       | 財政負担の軽減、平準化を図り、人口規模や施設の利用需要に見合った公共施設等の適正規模、適正配置を実現し、時代に即した公共施設等を提供するために策定する計画のこと。                                   |
|    | 三木市新水道ビジョン           | 厚生労働省が示した「新水道ビジョン」に基づき、本市水道事業が抱える諸課題の解決に向けた方策の実施計画についての指針のこと。   |
|    | 三木市水道事業インフラ・メンテナンス計画 | 計画的・効率的に水道施設の老朽化対策を推進するために策定する、維持管理・更新に関する計画のこと。  |
|    | 三木市水道事業経営戦略          | 本市を取巻く現状を踏まえ、本市水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、ヒト（組織、人材）、モノ（施設）、カネ（財務）に関して中長期的な視点で策定した経営戦略のこと。                        |
|    | モビリティ・マネジメント         | 渋滞や環境などに配慮して過度に自動車に頼る状態から、公共交通や自転車などをかしく使う方向へと自発的に転換すること。   |
| や行 | 用途地域                 | 住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あり、大きく分けると「住居系」「商業系」「工業系」に分類されます。<br>用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。 |
| ら行 | リーマンショック             | 平成20（2008）年9月に起きたアメリカ合衆国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻が引き金となった世界的な金融危機や世界同時不況のこと。   |